

第 百 一 号 議 案

会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 三 年 十 一 月 二 十 四 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

斉

藤

猛

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

川区条例第七号の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第三十二条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第三十二条第二項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（説明）

特別区人事委員会勧告に基づき、定年前の常勤職員の期末手当の年間支給月数

を改定することを踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を改定する必要があるので、本案を提出いたします。